船橋市災害時動物救護活動に関する意見交換会設置要綱

(設置)

第1条 災害時における被災動物の救護及び人等への危害防止、並びに避難所等の環境 衛生を確保し、より良い環境の避難所運営につなげていくことを目的として、平成30 年7月19日付けで京葉地域獣医師会(以下「獣医師会」という。)と締結した「災害 時における動物救護活動に関する協定」を補完し、本市の災害時における動物救護活 動における効果的な対策と推進の方策を検討するため、「船橋市災害時動物救護活動 に関する意見交換会」(以下「意見交換会」という。)を設置する。

(検討事項)

- 第2条 意見交換会は、次の事項について、意見交換、情報共有等を行う。
 - (1) 救護活動の対象となる動物(以下「対象動物」という。)の応急手当てに関すること。
 - (2) 対象動物の一時保護及び管理に関すること。
 - (3) 避難所での動物の所有者等への指導に関すること。
 - (4) 施設、設備及び物資の供給その他必要な災害応急業務に関すること。
 - (5) 市と獣医師会の連絡体制に関すること。

(委員)

- 第3条 意見交換会は6人以内の委員をもって構成する。
- 2 意見交換会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が選任する。
- (1) 京葉地域獣医師会に属する者
- (2) その他市長が適当と認める者

(会議)

第4条 意見交換会は、保健所理事が招集する。

(意見の聴取)

- 第5条 意見交換会は、必要に応じて関係者等の出席を求め、意見を聴くことができる。 (災害補償)
- 第6条 委員の職務上生じた災害については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災 害補償等に関する条例(昭和42年船橋市条例第33号)の規定を準用する。

(秘密保持義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第8条 意見交換会の事務局は船橋市保健所衛生指導課動物愛護指導センターに置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、意見交換会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和2年7月12日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年2月1日から施行する。